

令和7・8年度奥州金ヶ崎行政事務組合営建設工事 入札参加資格審査申請書提出要領

1 指名競争入札参加資格基準

(1) 資格要件

資格審査を受ける者は、次のいずれにも該当しなければならない。

ア 次の表の左欄に掲げる希望する工事種別（以下「工種」という。）に応じ、同表の右欄に定める建設工事について建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けている者であること。

希望する工事種別	建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
舗装工事	舗装工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
塗装工事	塗装工事
造園工事	造園工事
水道施設（管布設）工事	水道施設工事

イ 希望する工事種別について法第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査を受けた者であること。

ウ 希望する工事種別に完成工事高があること。

エ 水道施設（管布設）工事を希望する場合は、次の表の左欄に掲げる等級（要綱第7条第1項の規定による等級をいう。以下同じ。）に応じ、同表の右欄に定める要件を満たしていること。

等級	要件
A級	土木施工管理技士の合計数5人以上（うち1級土木施工管理技士は2人以上）及び配水管技能者（耐震継手又は一般継手）の合計数2人以上（うち配水管技能者（耐震継手）1人以上。）。ただし、土木施工管理技士と配水管技能者は同一の者が兼ねることができる。
B級	土木施工管理技士の合計数3人以上及び配水管技能者（耐震継手）1人以上。ただし、土木施工管理技士と配水管技能者は同一の者が兼ねることができる。
C級	土木施工管理技士1人以上

備考

1 配水管技能者（一般継手）

（公社）日本水道協会の配水管技能者登録証（一般）を所有する者をいう。

2 配水管技能者（耐震継手）

（公社）日本水道協会の配水管技能者登録証（一般・耐震）を所有する者をいう。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- ア 契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 建設業法違反による資格の取消し又は営業の停止を命じられた者で、その処分の期間が経過していない者
- エ 納税証明書の提出を要する税目に未納がある者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請している者
- カ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反している者
- キ 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- ク 次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過しない者
 - (ア) 契約の履行にあたり、故意に工事を粗雑にした者
 - (イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ケ 要綱第11条第2項の規定により資格者名簿から抹消された者にあつては、同条第3項に規定する管理者の定める期間が経過するまでは、申請書を提出することができない。

2 提出書類

(1) 申請書

組合ホームページの競争入札参加資格審査申請受付システム（以下「受付システム」という。）より申請（以下「通常申請」という。）すること。

(2) 使用印鑑届兼委任状

(3) 納税証明書（写）

次の税について、該当する全ての証明書で、発行後3か月以内のもの。

ア 国の税に係る証明書

消費税及び地方消費税、法人税並びに申告所得税について未納税額のないことの証明書

〔個人の場合〕 税務署で発行する証明書 その3の2

〔法人の場合〕 税務署で発行する証明書 その3の3

イ 奥州市又は金ケ崎町の税に係る証明書

(7) 奥州市内に主たる営業所を有する者又は奥州市内に営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

市税（法人市民税、個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(イ) 金ケ崎町内に主たる営業所を有する者又は金ケ崎町内に営業所を有する法人は、課税、非課税に関わらず提出のこと。

町税（法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、未納がないことの証明書又は納税証明書

(4) 経営事項審査の総合評定値通知書（写）

申請日時点で有効な最新のもの。

(2)から(4)はPDFにファイルとして受付システムの添付ファイルにアップロードしてください。

3 申請書の受付期間

令和6年11月1日(金)から令和6年11月29日(金)までの間で、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く日の午前8時30分から午後9時までとする。

4 組合営建設工事請負資格者名簿への登載及び等級別の格付

土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事、塗装工事、造園工事及び水道施設（管布設）工事については、希望する工事の経営事項審査の結果及び岩手県の令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿への登載結果に基づき等級別の格付けを行い、資格者名簿に登載する。

ただし、奥州市内若しくは金ケ崎町内に主たる営業所を有する者又は奥州市内若しくは金ケ崎町内の営業所に対する委任状を提出する者に限る。

5 組合営建設工事請負資格者名簿に登載した場合の通知

資格者名簿に登載した場合は、その工事種別及び等級を通知する。

6 資格者名簿の有効期間

令和7年度及び令和8年度とする。ただし、次の名簿を作成するまでは有効とする。

7 提出書類記載事項の変更

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、その都度変更の手続きを行

うこと。

- (1) 本社等の所在地、電話番号等を変更した場合
- (2) 商号又は名称を変更した場合
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合
- (4) 受任者を変更した場合
- (5) 法の規定に基づく許可の更新、許可換え又は許可区分を変更した場合
- (6) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

8 承継申請書の提出

申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、承継申請書に承継内容記載の調書及び許可証明書等を添付し、提出すること。

- (1) 個人から法人となり承継をした場合
- (2) 個人事業主の死亡等により承継をした場合
- (3) 法人が合併等により承継をした場合

10 総合評定値通知書

申請者は、新たな総合評定値通知書を受領したときは、速やかにその写しを提出すること。審査基準日から1年7か月以内の総合評定値通知書の提出がない場合、入札に参加できない場合がある。

11 その他

- (1) 当該申請の有効期間内において、随時受付は行わない。
- (2) 1 (1)エに規定する技術者・技能者要件は、令和7年4月1日時点の状況を令和7年4月に追加調査する。
- (3) 申請に関する問合せ先

奥州金ヶ崎行政事務組合 企画総務課財政係

電話 0197-24-5821

F A X 0197-24-5823

メール soumu@ok-gyousei.iwate.jp